

東ティモール選挙監視国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

東ティモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐる問題が生じていた。1999年5月、インドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東ティモールにおける特別な自治に対する枠組案に対する東ティモール人の民意を東ティモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立し、同年8月30日に直接投票が実施され、その結果有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が拒否された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同月25日、国際連合安全保障理事会は決議第1272号を採択し、国際連合東ティモール暫定行政機構（以下「UNTAET」という。）を設立した。これにより、UNTAETは東ティモール統治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を行使する権能を与えられた。UNTAETにより2001年8月30日には憲法制定議会議員選挙が、また2002年4月14日には大統領選挙が実施され、同年5月20日、東ティモール民主共和国として独立した。

独立後、東ティモールは、国際連合東ティモール支援団や国際連合東ティモール事務所など国際連合から支援を受けながら国家制度の構築を

行ってきたが、昨年４月に、離脱兵士による抗議活動に便乗した暴力行為に対し国軍が投入されて以降、治安状況が極度に悪化し、東ティモール政府からの要請により、治安の維持及び回復並びに本年予定されている大統領選挙及び国民議会選挙（以下「大統領選挙等」という。）の実施等を目的として、同年８月２５日に国際連合安全保障理事会決議第１７０４号に基づき、国際連合東ティモール統合ミッション（以下「UNMIT」という。）が設立された。これを受けて、東ティモール政府においては、大統領選挙等を実施するため、同年１２月に選挙法を制定するとともに、国際連合安全保障理事会は、大統領選挙等の実施を支援するため、本年２月２２日に決議第１７４５号を採択し、UNMITの活動期間の延長、大統領選挙等の支援等を決定した。選挙法の制定を受けて、本年４月９日及び５月９日に大統領選挙が実施され、同年６月３０日に国民議会選挙の実施が予定されているところ、我が国としても、一般の国際連合安全保障理事会の決議を受けて、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、応分の協力を行うこととする。このため、東ティモール選挙監視国際平和協力隊を設置することとし、選挙分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成４年法律第７９号。以下「国際平和協力法」という。）第３条第２号の２に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意並びに武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意という点に関しては、現状においては、本件選挙に係る国際的な選挙監視活動についてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第６条第１項第３号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意も得られている。

2 東ティモール選挙監視国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務

(2) 派遣先国

東ティモール民主共和国

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成19年3月30日から同年7月31日までの間

(4) 東ティモール選挙監視国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア)(1) に掲げる業務に従事する者

(1) に掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 14名

(イ) 国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)は、このうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

東ティモール選挙監視国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を東ティモール選挙監視国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員を東ティモール選挙監視国

際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、東ティモール選挙監視国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。